

## 社会福祉法人高崎市社会福祉協議会「たかちゃん」デザイン等使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高崎市社会福祉協議会以外の者が行うイベント、事業活動等における本会のイメージキャラクター「たかちゃん」のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) デザイン等 「たかちゃん」のイラスト、立体物又はこれらに準ずるもの
- (2) デザイン基本マニュアル デザイン等の利用方法等について高崎市社会福祉協議会が定めたもの
- (3) グッズ等 デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの

### (デザイン等使用料)

第3条 デザイン等を使用する際の料金は、無料とする。

### (使用の申請)

第4条 デザイン等を使用しようとする者は、企画書及び申込者の概要が分かる書面を添えて、「たかちゃん」デザイン等使用申請書(様式第1号。以下「使用申請書」という。)により、高崎市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に申請を行い、その承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の規定による申請があった場合において、必要があると判断したときは、申込者に対し書類の修正及び追加書類の提出を求めることができる。

### (使用の承認)

第5条 会長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申込みに係るデザイン等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を承認するものとする。

- (1) 高崎市社会福祉協議会の品位を傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の政治家等の個人や団体、若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
- (4) デザイン基本マニュアルに従ってなされないおそれがあると認められるとき。
- (5) 「たかちゃん」のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が公益上の観点又は著作権管理の観点から不適当と認められたとき。

- 2 会長は、デザイン等の使用を承認するときは、「たかちゃん」デザイン等使用承認通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。
- 4 会長は、使用を承認しないときは、「たかちゃん」デザイン等使用不承認通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

（デザイン等の使用期間）

第6条 デザイン等を使用できる期間（以下「使用期間」という。）は、原則として1年以内とする。

- 2 使用期間は、前項に規定する期間の範囲内で、申込者が使用申込書に記載したデザイン等を使用する期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、使用申込書に記載されたデザイン等を使用する期間を修正して、デザイン等の使用の承認をすることができる。この場合において、会長は、当該修正した期間を前条第2項に規定する承認通知に記載するものとする。
- 4 前3項の規定による使用期間の満了後、引き続き同内容でデザイン等を使用するとき、改めて使用申請書を提出し、会長の承認を受けるものとする。

（承認内容の変更の申請）

第7条 デザイン等を使用する者（以下「使用者」という。）は、承認を受けたデザイン等の使用の内容を変更しようとするときは、「たかちゃん」デザイン等使用内容変更申請書（様式第4号）により、会長に申請を行い、その承認を得るものとする。この場合において、既に提出した企画書の内容に変更を生ずるときは、当該変更後の企画書を提出するものとする。

- 2 会長は、デザイン等の使用の内容の変更を承認する場合には、「たかちゃん」デザイン等使用内容変更承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 会長は、デザイン等の使用内容の変更を承認しない場合には、「たかちゃん」デザイン等使用内容変更不承認通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（使用禁止及び承認の解除）

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) デザイン等の使用が、第5条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
  - (2) 使用者が、第5条第3項の条件に反したとき。
  - (3) 使用者が、次条各号の遵守事項を遵守しないとき。
- 2 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、デザイン等の使用を禁止し、又はデザイン等の使用の承認を解除することができる。
- (1) 前項の規定による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
  - (2) 前項各号のいずれかに該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

3 会長は、前項の規定により、使用を禁止し、又は承認を解除するときは、「たかちゃん」デザイン使用禁止・使用承認解除通知書（様式第7号）により、使用者に通知するものとする。

4 会長は、前項の規定による使用禁止又は使用承認の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）承認された内容によりデザイン等を使用すること。
- （2）承認を受けたデザイン等の使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3）デザイン基本マニュアルに従ってデザイン等を使用すること。
- （4）原則としてグッズ等には「高崎市社会福祉協議会イメージキャラクターたかちゃん」と標記を付すること。
- （5）原則としてグッズ等には当該デザイン等の使用に係る承認番号を付すること。
- （6）承認に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記すること」等、第5条第3項の規定により条件を付された場合、それに従うこと。
- （7）承認に係るグッズ等の完成品を速やかに会長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と会長が認めるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

（責任の制限）

第10条 使用者が、デザイン等の使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、会長は責任の一切を負わないものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

高崎市社会福祉協議会長 様

申請者住所（所在地）

団 体 名

代 表 者 名

印

「たかちゃん」デザイン等使用申請書

「たかちゃん」のデザイン等を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用対象物品 又はサービス	
使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格等を記入
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所	
製造個数	
連絡先	担当者名 電話番号

添付書類

- (1) 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- (2) 申請者の概要がわかる書面
- (3) その他

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

社会福祉法人高崎市社会福祉協議会  
会 長

「たかちゃん」デザイン等使用承認通知書

申請のあった「たかちゃん」のデザイン等の使用について、下記のとおり承認します。

記

承認番号	
使用対象物品 又はサービス	
使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格等を記入
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所	
製造個数	

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

社会福祉法人高崎市社会福祉協議会  
会 長

「たかちゃん」デザイン等使用不承認通知書

申請のあった「たかちゃん」のデザイン等の使用について、下記の理由により応じられませんので不承認とします。

記

不承認対象物品 又はサービス	
-------------------	--

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

高崎市社会福祉協議会長 様

申請者住所（所在地）

団 体 名

代 表 者 名

印

「たかちゃん」デザイン等使用内容変更申請書

承認を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

承認番号	使用対象物品又はサービス
変更内容	

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

様

社会福祉法人高崎市社会福祉協議会  
会 長

「たかちゃん」デザイン等使用内容変更承認通知書

申請のあった「たかちゃん」デザイン等の使用内容の変更について、下記のとおり承認  
します。

記

承認番号	使用対象物品又はサービス
変更内容	



様式第6号（第7条関係）

年 月 日

様

社会福祉法人高崎市社会福祉協議会  
会 長

「たかちゃん」デザイン等使用内容変更不承認通知書

申請のあった「たかちゃん」デザイン等の使用内容の変更について、不承認とします。

記

承認番号	使用対象物品又はサービス

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

様

社会福祉法人高崎市社会福祉協議会  
会 長

「たかちゃん」デザイン等使用禁止・使用承認解除通知書

承認した「たかちゃん」のデザイン等の使用について、下記のとおり（使用禁止・使用承認解除）します。

記

（使用禁止・使用承認解除）の内容